津山市監査委員告示第2号 令和2年4月8日

地方自治法第199条第12項の規定により令和元年度定期監査(第2次)の結果に 基づく措置通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

津山市監査委員 仁 木 実津山市監査委員 近 藤 吉一郎

【監査対象課名 秘書広報室】 (監査実施日:令和2年2月21日)

指摘事項	売却済みの普通自動車(トヨタクラウン) が備品台帳に登録されたままに	
(1)	なっていた。津山市物品会計規則第24条第1項に基づき適正に管理をされ	
	たい。	
区分	\circ	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
(該当に○		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
印)		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等	備品	台帳より廃棄登録を行った。
の内容		

指摘事項	津山市ロゴ啓発物品販売に係る徴収事務における収納金は、販売収入から		
(2)	販売手数料を差し引いた額が市に納入されている。地方自治法第210条で		
	は一会計年度における一切の収入及び支出はすべてこれを歳入歳出予算に編		
	入しなければならないと規定されている。津山市会計規則第81条に基づき		
	販売手数料相当額について収入、支出相互間の振替を行うなど適正に事務処		
	理をされたい。		
区分	○ 1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)		
(該当に○	2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)		
印)	3. 未措置(何もしていない場合)		
措置等	令和2年度からの契約書の内容や会計処理の確認等、適正な事務手続きを		
の内容	行う。		

【監査対象課名 総務課】

(監査実施日:令和2年2月3日)

指摘事項	収納金現金出納簿と現金領収書へ記入された収入日が複数件相違してい	
(1)	た。収納金現金出納簿は、収納した現金を整理し保管している現金の日々の	
	残高の	確認を行うよう適正に事務処理をされたい。
区 分	\circ	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
(該当に〇		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
印)		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等	収納	B金現金出納簿の収入日を現金領収書に記入した収入日に修正するとと
の内容	もに、	現金の日々の残高の確認を行うようにした。

【監査対象課名 人事課】

(監査実施日:令和2年2月3日)

指摘事項	廃棄したDVDが備品台帳に登録されたままになっていた。津山市物品会	
(1)	1) 計規則第24条第1項に基づき適正に管理をされたい。	
区分	\circ	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
(該当に○		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
印)		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等	該当	i物品について、令和2年1月30日付けで物品不用決定伺書を起案
の内容	し、同	年2月13日確定により廃棄処理済。

【監査対象課名 危機管理室】

(監査実施日:令和2年2月3日)

指摘事項	消防機庫などの公有財産台帳に図面が添付されていなかった。津山市公有	
(1)	財産取扱規則第17条第5項に基づき適正に事務処理をされたい。	
区分	0	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
(該当に○		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
印)		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等	こわ	まで、以前から使用していた独自の消防機庫台帳と公有財産台帳を
の内容	別々の	管理としていたものを、津山市公有財産取扱規則第17条第5項に基
	づいた	台帳整理を実施する。

指摘事項	津山市消防団分団運営交付金は、対象事業費を超えた金額が交付されてい	
(2)	た事例があった。交付金額より対象事業費が下回った場合は出納整理期間ま	
	でに精算をされたい。	
区分	○ 1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)	
(該当に○	2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)	
印)	3. 未措置 (何もしていない場合)	
措置等	総務課、財政課、出納室から示された「津山市補助金等交付規則に伴う実	
の内容	績報告書の徴取について」に基づき、適正に事務処理する。	

【監査対象課名 人権啓発課】

(監査実施日:令和2年2月3日)

指摘事項	津山男女共同参画センター「さん・さん」をはじめ所管する各施設の公有		
(1)	財産台	帳に図面が添付されていなかった。津山市公有財産取扱規則第17条	
	第5項	に基づき適正に管理をされたい。	
区分	\circ	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)	
(該当に○		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)	
印)		3. 未措置(何もしていない場合)	
措置等	各施	設とも財産台帳に図面等を整備した。	
の内容			

【監査対象課名 生活福祉課】

(監査実施日:令和2年1月17日)

指摘事項	郵便切手受払簿の受入枚数と平成31年2月15日に購入した郵便切手の		
(1)	枚数が一致していなかった。郵便切手受払簿は、津山市物品会計規則第24		
	条第2	条第2項に基づき常に現品と照合して適正に事務処理をされたい。	
区分	\circ	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)	
(該当に○		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)	
戶()		3. 未措置 (何もしていない場合)	
措置等	毎日	の業務終了後に切手の現物と郵便切手受払簿の確認を行うこととし	
の内容	た。		

	指摘事項	備品登録したデジタル一眼レフカメラ本体にラベルなどの標識票の表示が	
(2) なかった		なかった。津山市物品会計規則第29条に基づき標識票を表示して照合及び	
		点検に便利な方法で保管されたい。	
	区 分	○ 1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)	
	(該当に〇	2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)	
	印)	3. 未措置(何もしていない場合)	
	措置等	備品シールの再発行により、本体に貼付した。また、毎年度末現在の現在	
	の内容	高の確認を行う際に保管場所の点検も併せて行うこととした。	

指摘事項	津山市会館条例に係る会館の使用料は使用後に納入されている事例があっ	
(3)	た。同条例施行規則第8条に基づき使用前に納入されたい。	
区分	○ 1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)	
(該当に○	2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)	
印)	3. 未措置 (何もしていない場合)	
措置等	納付書に適切な納入期限を指定し、使用前納入を徹底できるよう改善し	
の内容	た。	

指摘事項	津山市会館条例に係る会館の公有財産台帳に図面が添付されていなかっ	
(4)	た。津山市公有財産取扱規則第17条第5項に基づき適正に事務処理をされ	
	たい。	
区 分	○ 1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)	
(該当に○	2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)	
印)	3. 未措置(何もしていない場合)	
措置等	図面の添付について、これから早急に整備を進め、適正に管理する。	
の内容		

指摘事項	津山市民生児童委員連合協議会に係る補助金の実績報告書が提出されてな
(5)	かった。また、岡山県建設国民健康保険組合及び津山市遺族連合会に係る補
	助金などの実績報告書がそれぞれ令和元年9月5日、令和元年6月20日に
	提出されていた。津山市補助金等交付規則第9条に基づき速やかに実績報告
	書その他関係書類を提出するよう団体に指導されたい。
区分	○ 1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
(該当に○	2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
印)	3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等	各団体に対し、会計年度終了後速やかに実績報告書等を提出するよう指示
の内容	した。

【監査対象課名 障害福祉課】

(監査実施日:令和2年1月17日)

指摘事項	郵便切手受払簿の記入漏れにより郵便切手受払簿の残高と実際に保有し			
(1)	いる郵便切手の枚数が一致していなかった。郵便切手受払簿は、津山市物品			
	会計規則第24条第2項に基づき常に現品と照合して適正に事務処理をされ			
	たい。また、成年後見制度市長申立用の郵便切手は、郵便切手受払簿が備え			
	られてなかったので、同項に基づき適正に管理をされたい。			
区分	○ 1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)			
(該当に○	2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)			
戶 几)	3. 未措置(何もしていない場合)			
措置等	津山市物品会計規則第24条第2項に基づき、適正に事務処理を行うこと			
の内容	を徹底した。また、成年後見制度事業で購入した切手について、郵便切手受			
	払簿を作成し管理することとした。			

指摘事項	津山市身体障害者福祉協会に係る補助金の実績報告書が会計年度終了後の		
(2)	8月1日に提出されていた。津山市補助金等交付規則第9条に基づき速やか		
	に実績報告書その他関係書類を提出するよう団体に指導されたい。		
区分	○ 1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)		
(該当に○	2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)		
戶()	3. 未措置(何もしていない場合)		
措置等	津山市身体障害者福祉協会に対して、令和元年度終了後速やかに実績報告		
の内容	書等を提出するよう指示した。		

指摘事項	過年度繰越分の補装具費返還金及び特別障害者手当返還金は、平成30年			
(3)	度の末日において返還金の未収分に係る調定を全額減額し、令和元年度に再			
	度同額を調定していた。過年度繰越分の返還金は、津山市会計規則第38条			
	第2項に基づき会計年度の末日において翌年度に繰り越し、新年度直ちに調			
	定されたい。			
区分	○ 1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)			
(該当に○	2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)			
印)	3. 未措置(何もしていない場合)			
措置等	当該未収金は、令和元年度中に自己破産による不納欠損が確定したため、			
の内容	債権放棄処分を行った。今後は、津山市会計規則第38条第2項に基づ			
	き、適正に事務処理を行う。			

【監査対象課名 高齢介護課】

(監査実施日:令和2年1月17日)

指摘事項	郵便切手受払簿の記入誤りにより郵便切手受払簿の残高と実際に保有して		
(1)	いる郵便切手の枚数が一致していなかった。郵便切手受払簿は、津山市物品		
	会計規則第24条第2項に基づき常に現品と照合して適正に事務処理をされ		
	たい。		
区分	○ 1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)		
(該当に○	2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)		
印)	3. 未措置(何もしていない場合)		
措置等	記入誤りについては、直ちに再点検を行い、実数と一致していることを確		
の内容	の内容 認した。切手の枚数確認は使用の都度の確認に加え、庶務担当職員が3ヶ月		
	ごとに照合しているが、今後は1ヶ月ごとの照合とチェックマークであった		
	確認記録を確認者が押印するよう見直した。		

指摘事項	目が異なる7つの歳出費目で購入した郵便切手を同一の郵便切手受払簿			
(2)	管理していた。地方自治法施行令第150条第1項第3号では歳入歳出			
	の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算			
	執行することと規定されており、それに伴う郵便切手の管理もそれぞれ目			
	に郵便切手受払簿を作成されたい。			
区分	○ 1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)			
(該当に○	2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)			
印)	3. 未措置(何もしていない場合)			
措置等	郵便切手受払簿を目節に区分し管理を行うよう見直した。			
の内容				

指摘事項	介護認定資料コピー代金は、収納から4日後に指定金融機関に払い込んで				
(3)	いる事例があった。津山市会計規則第24条第1項に基づき収納の日又は翌				
	日に指定金融機関へ払い込まれたい。				
区分	○ 1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)				
(該当に〇	2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)				
印)	3. 未措置(何もしていない場合)				
措置等	津山市事務決裁規程第7条に基づき、代決の順序の適用について整理し、				
の内容	津山市会計規則第24条第1項に基づき収納の日又は翌日に指定金融機関へ				
	払い込みを行うこととした。				

【監査対象課名 業務課】 (監査実施日:令和2年1月17日)

指摘事項	郵便切手受払簿の記入漏れにより郵便切手受払簿の残高と実際に保有して				
(1)	いる郵便切手の枚数が一致していなかった。郵便切手受払簿は常に現品と照				
	合して適正に事務処理をされたい。また、収入印紙についても適切に管理さ				
	れたい。				
区分	○ 1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)				
(該当に○印)	2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)				
	3. 未措置(何もしていない場合)				
措置等	監査での指摘後、郵便切手及び収入印紙について受払簿と実際に保有して				
の内容	の内容 いる枚数を一致させ、業務終了前に保有枚数と受払簿の残高枚数の確認を行い、適正な管理に努めている。				

	指摘事項	領収書を市長名で交付していた。領収書は実際に現金を収納した企業出納		
(2)		員又は現金取扱員の氏名で交付されたい。		
	区 分	○ 1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)		
	(該当に○印)	2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)		
		3. 未措置 (何もしていない場合)		
	措置等	監査での指摘後、領収書の交付時に実際に現金を領収した企業出納員又は		
	の内容 現金取扱員の氏名で交付する運用へと改めた。			

【監査対象課名 選挙管理委員会事務局】 (監査実施日:令和2年2月3日)

指摘事項	備品登録したワープロ(取得年月は平成9年2月)は現在使用されておら		
(1)	ず、その他にも同様の事例が複数見られた。津山市物品会計規則第17条に		
	基づき物品が必要でなくなったとき又は使用できなくなったときは、主任出		
	納員に対し物品不用決定伺書を提出するとともに、当該物品を返納された		
	۷٬ _°		
区分		1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)	
(該当に○印)	0	2. 検討・実施中(措置を検討中,措置を実施中の場合)	
	3. 未措置(何もしていない場合)		
措置等	設置場所が選挙管理委員会以外の備品も多数所管しているため、不要とな		
の内容	った物品及び廃棄すべき物品について、順次、適切な方法で処理するととも		
	に備品台帳も整理します。		